水產基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分)実施要領

(趣旨)

第1条 水産基盤整備交付金事業 (漁港漁場整備分)(以下「交付金」という。)の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 漁港や漁場等の水産基盤施設は、漁業活動の効率化と利便性の向上、漁獲資源の 増大に寄与するものであり、必要な施設整備を推進していくとともに、その整備効果を 持続するためには、施設管理者や漁業者等による適切な保全管理を行うことが必要であ る。

このため、漁業生産活動の向上と水産資源の回復・増大を目的に、市町等が実施する 水産基盤施設の整備や保全管理に向けた漁港、漁場整備の取組み等の経費に対し、支援 するものである。

(交付対象)

- 第3条 交付金の交付対象は、沿海市町とする。ただし、交付を希望しない市町(前年度 実施の要望調査時)は、対象市町から除くものとする(以下「対象市町」という。)。 (事業主体)
- 第4条 事業主体は、沿海市町及びその管内の内水面を除く漁業協同組合(以下「漁協」 という。)とする。

(交付金の事業内容)

- 第5条 交付金で実施できる事業は、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6 条の規定により指定された漁港及びこれらの周辺の漁場において事業主体が実施する次 に掲げる事業とし、事業の種類、補助対象経費、事業実施主体等については別表1のと おりとする。
 - (1) 漁港施設に関すること
 - ア 漁港施設の整備 (新設、改良、補修)

漁港施設の新設、改良、補修に関する事業経費。

ただし、国庫補助事業並びに県事業等により整備を行う漁港施設の整備等に係る 地方(市町・地元)の負担金並びに対象市町の事務費及び基金等には使用できな い。

イ 漁港施設の機能強化に関する事業

漁港の管理及び当該管理と密接に関係する機能強化に資する事業経費。ただし、 漁協の職員及び漁業者の人件費並びに県の補助事業として実施する分を除く。

- (2) 漁場整備に関すること
 - ア 漁場施設の整備(新設、改良、補修)

漁場施設の新設、改良、補修に関する事業経費。

ただし、国庫補助事業並びに県事業等により整備を行う漁場施設の整備等に係る 地方(市町・地元)の負担金並びに対象市町の事務費及び基金等には使用できな い。

イ 水産環境保全のための事業

底質環境の改善や藻場の造成等、水産環境の保全のための事業経費。

ただし、国庫補助事業並びに県事業に係る地方(市町・地元)の負担金並びに対象市町の事務費及び基金、漁協の職員及び漁業者の人件費等には使用できない。

ウ 漁場施設の効果発現のための事業

国や県の補助事業で整備した漁場施設の管理及び当該管理と密接に関係する事業効果の発現に資する事業経費。ただし、漁協の職員及び漁業者の人件費並びに県の補助事業として実施する分を除く。

(3) 施策実現型(別枠)

漁港漁場整備に関する経費で次に掲げるもの。

- ア デジタル田園都市国家構想交付金を財源とするあさりの安定供給体制の構築に資 する事業
- イ 国・県等が推進する施策に寄与する別に定める事業
- ウ 予期できなかった事由等により緊急に対応する必要がある事業

(交付限度額等)

- 第6条 第5条第1号及び第2号に掲げる事業の交付金の交付限度額(以下「交付限度額」という。)は、当該年度の県予算に計上される交付金の額を次に掲げる 指標により別表3で算定した額と要望額のいずれか少ない額とする。
 - (1) 基礎分(対象市町へ配分する基本額)
 - (2) 水産基盤整備に係る交付金交付年次における別表 2 に掲げる国庫補助事業 の実施箇所数
 - (3) 漁港数
 - (4) 漁業経営体数
 - (5) 財政力指数
 - (6) 浜の活力再生地域プランの策定数
- 2 第5条第3号に掲げる事業については、別途対象市町を決定し、交付限度額 は、補助対象事業費に応じた割合で案分して算定し、予算の範囲内で交付する。 (補助金の流用)
- 第7条 第5条第1号及び第2号に掲げる事業の経費に係る交付金と同条第3号に 掲げる事業の経費に係る交付金の間での流用はできない。

(交付金の交付申請)

- 第8条 要項第6条第2項に規定する事業計画書は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 第5条の各号に掲げる事業(第1号様式)
 - (2) 第5条第3号に掲げる事業(第2号様式)
- 2 前項の事業計画書には、位置図、事業内容等に関する資料を添付するものとする。 (交付金の内容等の変更)
- 第9条 要項第8条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、事業内容の主要な部分の 変更、交付金の額の増減のいずれかに該当する場合とする。

なお、要項第8条第2項の事業変更計画書は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第5条の各号に掲げる事業(第1号様式)
- (2) 第5条第3号に掲げる事業(第2号様式)

2 前項の事業変更計画書には、位置図、事業内容等に関する資料を添付するものとする。

(補助金交付決定前着手)

第10条 要項第9条の補助金等交付決定前着手承認申請書は、第3号様式によるものと する。

(事業の実施)

- 第11条 対象市町は、交付金の目的に基づき、第5条に掲げる事業を主体的に計画し、 実施するものとする。
- 2 事業主体は、事業の計画及び実施に当たり、施設の(予定)管理者及び漁協等と協議 調整を図るとともに、漁業者、その他関係する者の意向を可能な限り反映させるものと する。
- 3 事業主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮する よう適切な管理、運営に努めるものとする。

(指導及び監督等)

- 第12条 知事は、対象市町に対して、事業の適切かつ円滑な実施のための助言、指導、 その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 対象市町は、漁協が事業主体となる場合において、事業の適切かつ円滑な実施のための助言、指導、その他必要な措置を講ずるものとする。

(実績報告)

- 第13条 要項第13条第2項に規定する別に定める事業実績報告書の様式は、次の各号 に定めるところによるものとする。
 - (1) 第5条の各号に掲げる事業(第1号様式)
 - (2) 第5条第3号に掲げる事業 (第2号様式)
- 2 前項の事業実績報告書には、位置図、事業実績等に関する資料を添付するものとする。

(監督処分)

第14条 知事は、事業主体が第5条の内容に適さない事業を実施していると認められた場合には、対象市町又は事業主体及びその両方に対して改善措置等を求めることができる。

(決定の取消)

第15条 第5条第2号及び第3号に掲げる事業のうち、アサリの増殖のための底質環境の改善や漁場の機能強化に資する事業に係る補助金の交付決定を受けた事業主体が管理する共同漁業権漁場内で、交付決定の日から5年を経過する間に外国産のアサリの蓄養を行わせた場合には、規則第17条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産処分)

第16条 対象市町は、事業の実施内容が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分の対象となる場合は、そ の手続に従うものとする。

(その他)

第17条 要項に規定する以下の申請書等の提出は、所管の県広域本部農林水産部水産課 を経由して行うこと。

- (1) 交付申請書(要項第6条関係)
- (2) 交付決定前着手承認申請書(要項第9条関係)
- (3) 事業変更申請書(要項第8条関係)
- (4) 工事着工(完成)報告書(要項第11条関係。別表4の書類を添付すること)
- (5) 実績報告書(要項第13条関係)
- 2 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定めるものと する。

附則

この要領は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月8日から施行する。

附則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

附則

この要領は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月21日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

事業メニュー (漁 港 漁 場 整 備 分)

種目		メニュー項目	内容(事業主体)
① 漁港	(1)	漁港施設整備 (単独事業)	漁港施設及び設備の新設、改良に要する経費。 (対象市町)
①漁港施設関係	(2)	漁港施設の機能 強化	漁港施設の機能強化に要する経費。 街路灯、安全柵、浮桟橋の設置等 (対象市町)
	(1)	漁場施設整備 (単独事業)	漁場施設の整備に要する経費。 魚礁、増殖場、養殖場等 (対象市町又は漁協。ただし、養殖場を対象とする場合は対象市町)
②漁場整備関係	(2)	水産環境保全のための事業	水産環境の保全のための事業に要する経費。 覆砂、作れい、藻場の整備、海底耕うん、堆積物除去等 (対象市町又は漁協)
)	(3)	漁場施設の効果発現のための事業	国や県の補助事業で整備した漁場施設の効果発現のための事業に要する 経費。 母藻設置、母貝等放流、稚貝着定促進基質設置、有害生物除去、食害生物 対策、効果調査等 (対象市町又は漁協)
③施策実現型(別枠)	(1)	施策実現に係る漁港漁場整備	漁港漁場整備に関する次の事業に要する経費。 ①デジタル田園都市国家構想交付金を財源とするあさりの安定供給体制の構築に資する事業 ②国・県等が推進する施策に寄与する別に定める事業 ③予期できなかった事由等により緊急に対応する必要がある事業 ※実施(採択)市町は、事業計画内容等により別途判断する。 (対象市町又は漁協)

※全メニューについて、国庫補助事業もしくは県事業により整備を行う漁港及び漁場施設の整備等の地方(市町・地元)負担分の補填に充当する経費については対象としない。

- ※全メニューについて、国庫補助事業もしくは他の県事業により実施可能な内容を除く。
- ※全メニューについて、漁協職員及び漁業者の人件費は対象としない。
- ※種目②③のうち、あさり資源の保全及び育成を図る事業の場合、熊本県産あさりを守り育てる条例第13 条第1項又は第14条第1項に基づき知事が指定する区域内で実施するものに限る。

対象国庫補助事業

国庫補助事業の名称	所管省庁	備考
水産流通基盤整備事業	水産庁	
水産生産基盤整備事業	水産庁	
水産物供給基盤機能保全事業	水産庁	機能保全工事の実施分に限る
水産環境整備事業	水産庁	
漁港関連道整備事業	水産庁	
漁港施設機能強化事業	水産庁	
農山漁村地域整備交付金	農林水産省	水産庁事業分(海岸事業、漁業集 落環境整備事業排水分及び林野庁 連携事業を除く)に限る

[※] 上記事業のうち、対象市町又は漁業協同組合が事業主体のもの。

交付限度額算定表

水産基盤整備交付金 (漁港漁場整備分) 実施要領第 6 条に規定する交付限度額について は、下表に示す算定方法により行うこととする。

表1 指標の重み(加重割合)

各指標それぞれにおいて考慮する重みは下表のとおりとする。

	指標の重み(加重割合)													
全体 (①~⑦) 計	基礎分 ①	国庫補助事 業箇所数②	漁港数 ③	漁業経営 体数 ④	財政力指数 ⑤	浜プラン策 定数 ⑥								
100%	10%	30%	20%	20%	10%	10%								

- ①基礎分(対象市町へ一律に配分する基本額)
- ②国庫補助事業箇所数(交付年次における国庫補助事業「別表2」の実施箇所数)③漁港数 (各市町が管内に有する漁港数(管理者を問わない))
- ④漁業経営体数 (最新の「漁業センサス」データによる)
- ⑤財政力指数 (最新の年度の「確報値」による)
- ⑥浜の活力地域再生プランの策定数(前年度末実績)

表 2 指標別採点表

表 1 の指標毎に採点区分を下表のとおり設定し、それぞれの指標における対象市町全体の合計点を分母(A)、各対象市町の点数を分子(B)とした割合(B/A)により、交付金の配分額を算定する。

指標			———— 採	点区	分	
①基礎分				一 律		
	配点			1		
②国庫補助事業箇	所数	0	1	2	3	4~
	配点	0	1	2	3	4
③漁港数		0	1~4	5 ~ 10	11~20	21~
	配点	0	1	3	8	15
④漁業経営体数		~ 50	51 ~ 200	201~400	401 ~ 700	701 ~
	配点	1	2	3	6	10
⑤財政力指数		0.61~	0.51~0.6	0.41~0.5	0.31~0.4	0.3 以下
	配点	0	1	2	3	4
⑥浜の活力再生プ	ラン	浜	の活力地域再	生プランが策	定されている	場合
	配点			1		

別 表 4

区分	添付資料
工事着工報告書	契約書の写し 変更契約を取り交わした場合は、その書類
工事完成報告書	検査復命書 工事の経過及び完成を証するに足りる写真 補助事業等しゅん工確認検査要請書 契約書の写し

年度水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分) 【 事業計画書(当初・変更) ・ 実績報告書 】

	市町名			交付限度額(交付決定履歴)			金 額 (千円)		内示(交付決 定)年月日	文書 番号	不用額	※届出変更の ※不用額が生	備 考 場合は「第〇回変更」と記載 :じた場合は必ず理由を記載													
	担当部	祁局課名	Ż		交付限度額 ① (当初内示)																					
	担当	課長名			交付限度額 ② (最終内示又は変更後の最新内示額)																					
	担当者	皆名(主	.)		交付決定額 ③ (当初)																					
	担当者	皆名(副)		交付決定額 ④ (最終決定又は変更後の最新申請額)																					
	電記	話番号			実績報告額 ⑤ (実績報告額)																					
														(単位:円)												
		У	事		事業の概要(①②③を必ず明記) ①箇所名(漁港・漁場名)	事	業	事	業	Α	_			備 考 (漁協が事業主体の場合は漁												
事業 N o	種 目	二項 ユ目	業 主 体	実施事業名 (名称は任意)	①箇所名(漁港・漁場名) ②事業内容(延長、設置数等)		·期 	終		。 総事業費	B 交付金対	С	D	(漁協が事業主体の場合は漁協名を、また漁協が消費税の仕入税額控除対象の対象の時は、消費税額を除いた額で記												
	I		体	(石州)6江志/	③交付金を充当する経費の内容	年	月	年	月	心于不良	象事業費	交付金充当額	その他	は、消費税額を除いた額で記入のこと)												
						事	事業費		事業費合計		計	0	0	0	0											
																		0								
											0															
										0																
***************************************										0																
									0																	
																							0			
										0																

- (注)変更の場合は、変更前を括弧書きで上段に記載し、二段書きとする。
- (注)実績の場合は、計画を上段に記載し、二段書きとする(計画と変更のある場合に限る)。
- (注)添付書類は以下のとおりとする。
- (1)実施箇所の位置図
- (2)事業実施、購入資材に係る見積書等
- (3)誓約書
 - ・第5条第2項及び第3項に掲げる事業のうちアサリの増殖のための底質環境の改善や漁場の機能強化に資する事業を実施する場合に限る。
 - ・共同漁業権漁場内での外国産アサリの蓄養を行わせないことを誓約する内容とし、補助事業者及び事業主体が提出することとする。
- (4)実施状況、完了後の写真。購入品がある場合は数量等がわかる写真(適宜枚数)
- (5)活動の支出状況がわかる一覧及び領収証等の写し

令和〇〇年度水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分) 【 事業計画書(当初・変更)・ 実績報告書 】

	市町名		〇〇市	交付限度額(交付決定履歴)			額 ·円)		内示(交付決 定)年月日	文書 番号	不用額		備 考場の回変更」と記載した場合は「第〇回変更」と記載した場合は必ず理由を記載	
	担当部局課名		名	〇〇課	交付限度額 ① (当初内示)		2,0		000	H25.4.1	漁整第100号			
	担当	課長名	7	00 00	交付限度額 ② (最終内示又は変更後の最新内示額)									
	担当	者名(主	Ξ)	00 00	交付決定額 ③ (当初)									
	担当	者名(副	IJ)	00 00	交付決定額 ④ (最終決定又は変更後の最新申請額)									
	電記	話番号		000-000-0000	実績報告額 ⑤ (実績報告額)									
														(単位:円)
		y	事		事業の概要(①②③を必ず明記)		業	事		А				備 考 (漁協が事業主体の場合は漁協
事第		二項	業主	実施事業名	①箇所名 (漁港・漁場名)	始	期	終	·期 		В	0		(漁協が事業主体の場合は漁協 名を、また漁協が消費税の仕入 税額控除対象の対象の時は、消
N c		ユ目	体	(名称は任意)	②事業内容(延長、設置数等) ③交付金を充当する経費の内容	年	年月年		月	総事業費	交付金対象 事業費	C 交付金充当額	D その他	税額控除対象の対象の時は、消費税額を除いた額で記入のこと)
						事業		事業費合計		3, 200, 000	3, 800, 000	2, 000, 000	1, 800, 000	
1	1	(1)	市町	〇〇漁港整備事業	①〇〇漁港 ②2号物揚場の改良(浮体式係船岸設置)L=30m ③浮体式係船岸設置工事を実施するための経費	28	6	28	12	2, 000, 000	2, 000, 000	1, 000, 000	1, 000, 000	
2	2	(2)	漁協	有害生物除去	①〇〇地先 ②藻場食害生物の除去 ③ウニ類の除去費用	28	5	28	9	600, 000 (税抜)	600, 000	300, 000	300, 000	〇〇漁協 消費税仕入控除税 額控除対象
3	3	(1)	市町		①〇〇地先 ②(テーマの具体的な内容を記載) ③(充当する主な経費を記載)	28	5	29	2	1, 200, 000	1, 200, 000	700, 000	500, 000	
												記入	例	

- (注)変更の場合は、変更前を括弧書きで上段に記載し、二段書きとする。
- (注)実績の場合は、計画を上段に記載し、二段書きとする(計画と変更のある場合に限る)。
- (注)添付書類は以下のとおりとする。
- (1)実施箇所の位置図
- (2)事業実施、購入資材に係る見積書等
- (3)誓約書
 - ・第5条第2項及び第3項に掲げる事業のうちアサリの増殖のための底質環境の改善や漁場の機能強化に資する事業を実施する場合に限る。
 - ・共同漁業権漁場内での外国産アサリの蓄養を行わせないことを誓約する内容とし、補助事業者及び事業主体が提出することとする。
- (4)実施状況、完了後の写真。購入品がある場合は数量等がわかる写真(適宜枚数)
- (5)活動の支出状況がわかる一覧及び領収証等の写し

水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分) 事業計画(届出書・実績報告書)チェックリ

市町名

担当部局課名

担当者氏名

※実施計画届出書の提出時に、本チエックリストを添付すること。 (「O」: チエック済み 「ー」: 該当なし)

	チェック項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 14	4 15	5 16	6 17	18	19	20	21 2	2 23	24
1	「交付限度額」、「C. 交付金充当額」の額が、内示された交付限度額以内か	-	_	-	_	1	-	-	-	-	-	-	-	- -	. _	-		_	-	-	- -	- -	-
2	各事業について、実施する内容が関係法令の規定並びに実施要領第4 「別表1」 の 内容に適合するものであるか ※「種目」と「メニュー項目」の番号を確認	-	_	-	_	ı	-	-	-	_	-	-	-			_		_	-	-			-
3	事業の概要に、①箇所名(漁港・漁場名)、②事業内容(延長、設置数等)、③交付金を 充当する経費の内容について明記されているか	_	_	_	_	1	-	-	-	-	-	-	-	- -	. _	_		_	-	-		- -	-
4	漁協が事業主体の事業について、前項2~3の内容に適合しているか ※「備考」に漁協名が記載されているか確認	-	_	_	_	ı	-	-	-	-	-	-	-	- -	. _	_		_	-	-			_
5	種目①中の「県管理漁港の維持管理費」の金額等について、別途契約する管理業務受 託の契約対象となる経費(内容のダブり)を計上していないか	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-			_		_	-	-			-
	交付対象事業として 以下のものを計上していないか	_	_	_	_	I	_	-	-	-	-	-	-	- -	. _	_	-	_	-	-		- -	-
6	漁協の職員及び漁業者の人件費職員の人件費	_	_	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	- -		-	-	_	-	-		- -	_
	県及び国の補助事業により実施するものでないか	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- -	-	-		_	_	-		- -	-
7	県施行事業等の負担金並びに対象市町の事務費及び基金等に使用していないか	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	- -	_	-		_	-	-	- -	- -	-
8	金額が 円単位 で記入されているか	-	-	_	-	1	-	-	-	-	-	-	-	- -	-	-		_	-	-			_
9	各事業の事業費の合計が合っているか(A>=B かつ B=C+D)	-	_	_	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	- -	. _	-	-	_	-	-	_		-
10	変更計画の場合、今回変更する回数が記載されているか ※「備考」の「交付限度額②」欄に1回目の変更であれば「第1回変更」と記載	-	ı	_		1	-	-	-	-	-	_	-	- -		_	_	_	-	-			-
11	当初計画の場合、事業の終期が当該年度内となっているか ※当初から繰り越し前提は不可	-	ı	_	_	1	_	-	-	-	-	-	-	- -	. _	-		_	-	-		- -	-
	【実績報告書】の場合、前項までに加え、以下の事項について確認	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	- -	_	-		_	-	-	- -	-	-
12	①内示額(当初、最終)は適正か ②交付申請額(当初、最終)は適正か ③実績報告額は適正か ④内示の日付、文書番号は適正か ⑤不用額が生じる場合は「備考」に理由を記載しているか	-	_	_	-	-	_	_	_	-	-	_	-		_	_		_	-	-			_

(第2号様式 (第8条・第9条・第13条関係)

年度 (年度) 水産基盤整備交付金事業 (漁港漁場整備分)

【 事業計画書 (当初・変更)・実績報告書 】

テーマ番号]	市町名	
事業の目的や背	景			
事業内容(具体	めな事業実績を記	己載。箇所図・図面	その他内容	容が分かる資料を添付。)
v>	ᄼᄺᆔᄉ			
経費内訳及び負	担 割台			
(車業計画事)	・助待されて油な		E)、	
(尹禾司四音)	. 物付けんにの次及	<i>別木 「</i> (天視報百割	ョ/・フ1友(リ)	ス洲 久 い 水 久 刈 木

(第3号様式(第<u>10</u>条関係)) 第 号 年(年) 月 日

熊本県知事 様

(申請者) 市町長

水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分)交付決定前着手承認申請書

水産基盤整備交付金事業 (漁港漁場整備分) について、補助金交付決定前に着手したいので、水産基盤整備交付金 (漁港漁場整備分) 実施要領第 1 0 条の規定により、別記条件を了承のうえ、承認いただきたく申請します。

記

- 1 交付決定前に着手する内容
- 2 交付決定前に着手する金額
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に 損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変 更は行わないこと。

(第4号様式(第<u>10</u>条関係)) 第 号 年(年) 月 日

(申請者) 様

熊本県知事印

水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分)交付決定前着手承認通知書

年(年)月日付け 第 号で申請のありました水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分)交付決定前着手承認申請については、下記の条件を付して承認します。

記

交付決定前着手の条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担する。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議が ないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変 更は行わないこと。

参考例1(補助事業者用)

誓約書

年 月 日

熊本県知事

様

所在地 団体名 代表者名

水産基盤整備交付金事業 (漁港漁場整備分) の申請にあたり、以下の事項について誓約します。

記

交付申請日から5年間、事業を実施した漁業協同組合が管理する共同漁業権 漁場で、新たに外国産アサリの蓄養の実態が認められた場合は、当該漁業協同組 合が受給した補助金について、速やかに返還します。

参考例2(事業主体用)

誓約書

年 月 日

熊本県知事 様(補助事業者名 代表者名 様)

所在地 団体名 代表者名

水産基盤整備交付金事業 (漁港漁場整備分) の実施にあたり、以下の事項について誓約します。

記

- 1 交付決定日から5年間、管理する共同漁業権漁場で、新たに外国産アサリの蓄養が認められた場合は、受給した補助金について、速やかに返還します。
- 2 管理する共同漁業権漁場内で、外国産のアサリの蓄養を行わせないため、定期的な漁場監視等の必要な措置を講じます。